

洞爺湖利用

【ルール＆マナーガイドマニュアル】



洞爺湖適正利用推進連絡協議会

2021. 4

も く じ

○ はじめに	2
○ 洞爺湖の概要	3
○ 洞爺湖でのレジャー利用	4
○ 洞爺湖利用（航行）のルール	5
○ 洞爺湖 動力船・非動力船航行水域図（全域図）	6
○ 洞爺湖 動力船・非動力船航行水域図（洞爺地区）	7
○ 洞爺湖 動力船・非動力船航行水域図（壮瞥地区）	8
○ 洞爺湖 動力船・非動力船航行水域図（洞爺湖温泉・月浦地区）	9
○ 洞爺湖 動力船・非動力船航行水域図（仲洞爺地区）	10
○ 洞爺湖を利用する前のチェックポイント	11
○ 洞爺湖を利用中のチェックポイント	13
○ 水難事故に遭遇した場合	14
○ 水難事故に遭遇した場合（緊急時の連絡先）	15
○ 関係法令	16
○ 洞爺湖適正利用推進連絡協議会構成団体	17

はじめに

支笏洞爺国立公園内に位置する洞爺湖は、一年を通じて国内外から多くの観光客が訪れる観光地であり、また、豊かな自然の恩恵を受けながら農業や漁業、あるいは宿泊、観光業などを営む住民の方々の、生活の場ともなっている地域です。洞爺湖の一带は、その雄大で美しい自然と、太古の火山活動により形成されたカルデラの地質学的な価値から、「洞爺湖有珠山ジオパーク」としてユネスコ世界ジオパークに認定されています。

こうした自然豊かな環境は、キャンプや遊漁など、多くの方々にレジャーを楽しむ場として親しまれてきましたが、近年では水上スポーツをはじめとしてレジャー利用も多様化し、また北海道内では湖沼でレジャーを楽しめる場所が限られていることもあって、洞爺湖においても、水上バイクなどの動力船のほか、カヌーやSUPといった非動力船を楽しむ利用者の方々が、年々増えてきているところです。

しかし、その一方で水上バイクなどの悪質な航行や騒音問題、非動力船利用者の水難事故や遭難といった事例が近年増加しており、湖上での安全対策や自己管理が強く求められる状況となっています。これまでも動力船乗場等においては、利用上のルール遵守について注意喚起を行ってありますが、一部の観光客や地域住民からは、ルールやマナー違反が確認され、様々な苦情が出ているのも事実です。なかには工作物の無許可設置など、法律に抵触しているケースもあり、利用者のモラルが問われています。

国立公園に指定されている洞爺湖は、国民の財産であるとともに、そこで暮らされている方々の生活圏の一部でもあります。

このたびは、洞爺湖を利用される皆様にしっかりと安全対策を行っていただき、地域の方々に迷惑がかからないよう楽しんでいただくために、基本的な事項を記載した洞爺湖利用ルール＆マナーガイドマニュアルを作成しましたので、ぜひ本マニュアルを参照いただき、各種利用場所での注意事項および指導にしたがって、洞爺湖でのレジャーを楽しんでいただきますようお願いいたします。

洞爺湖の概要

洞爺湖は、北海道南西部に位置しており、支笏洞爺国立公園の一部、洞爺湖町と壮瞥町の二町を跨いだ「洞爺カルデラ」内にできた湖として、二級河川長流川水系に属しています。洞爺湖の中央にある中島は、噴火により形成された溶岩ドーム群で、湖面に頭を出しているのが大島、観音島、弁天島、饅頭島となり、中島はその総称となります。

洞爺湖の面積は日本で9番目に広く、カルデラ湖としては屈斜路湖、支笏湖に次いで国内で3番目の大きさとなり、東西約11km南北約9kmのほぼ円形の湖です。

湖の南岸には北海道内有数の温泉街である洞爺湖温泉、壮瞥温泉があり、洞爺湖温泉街にある駅前桟橋から出航している洞爺湖汽船の「中島巡り遊覧船」では、中島に立ち寄って、環境に適応した独自の生態系などを観察することができます。

また、湖では孵化・放流事業を進めながらサクラマス、ヒメマス、ワカサギ等を漁獲する内水面漁業が行われており、遊漁期間（6/1～6/30、12/1～3/31）以外の船釣りと、中島沿岸から2kmまでの区域は、遊漁禁止となっています。

ほかにも湖の一円では、特定外来生物の指定を受けて、ウチダザリガニの調査・捕獲事業が平成18年より実施されており、湖岸全域のカニ籠の設置や潜水調査により分布域をモニタリングするなど、湖の水草や生物多様性を守るための活動が行われています。

【洞爺湖の数値】

区分	面積	標高	周囲	最大水深	平均水深	透明度
洞 爺 湖	70.72平方km	84m	43.0km	179m	117m	10m
中 島	4.84平方km	455m	9.6km			

洞爺湖でのレジャー利用

【動力船利用】 水上バイク・プレジャーボートなど

一般の動力船の航行については、次ページ以降にルール等を記載しておりますので、事前に確認してから利用してください。

【非動力船利用】 カヌー・SUPなど

一般の非動力船の航行については、次ページ以降にルール等を記載しておりますので、事前に確認してから利用してください。

※営業船舶等について

洞爺湖では、海上運送法の規定による認可を得て、旅客運送事業や不定期航路事業などを行う事業者の船が航行しています。こうした営業船舶等は、本マニュアルの適用外となり、次ページ以降に記載してある航行禁止区域等を航行する場合があります。

※営業用非動力船について

洞爺湖では、一般の非動力船以外に営業として非動力船の事業者が航行をしています。こうした営業用の非動力船は、本マニュアルの適用外となり、次ページ以降に記載してある非動力船乗場以外から出艇する場合があります。

【遊漁利用】 船釣り・陸釣り

洞爺湖にて遊漁を希望される方は、禁止期間や禁止区域等のルールを遵守して、指定の販売所で遊漁券を購入のうえ行ってください。

くわしくは、洞爺湖漁業協同組合までお問い合わせください。

■洞爺湖漁業協同組合 0142-66-2312

【キャンプ利用】 湖畔沿いキャンプ

洞爺湖畔でのキャンプを希望される方は、下記のとおりキャンプ場がありますので確認してください。なお、路上駐車によるキャンプは禁止しています。

■財田キャンプ場 0142-82-5777

■仲洞爺キャンプ場 0142-66-3131

■グリーンステイ洞爺湖 0142-75-3377

洞爺湖利用（航行）のルール

《 動力船利用 》

- 動力船の公共発着場所は「洞爺地区動力船乗場」と「壮瞥地区動力船乗場（洞爺湖園地船揚施設）」が設置されており、民間発着所は壮瞥地区に「かわなみ栈橋」と「洞爺マリン栈橋」の2ヶ所がありますので、レジャーでの利用は必ず上記の発着場所から行ってください。
- 動力船は、午前8時から午後5時までの航行を厳守してください。
- 離岸・着岸をのぞく、湖岸から300mまでの水域は、航行禁止です。
- 離岸・着岸については、デッドスロー（アイドリングスピード）で航行してください。
- 陸上でのエンジン始動、空ぶかし等は絶対にしないでください。
- 消音機等を改造した動力船の利用は禁止します。
- 燃料・オイル等の投棄は絶対にしないでください。
- 船舶操縦者は海上法規を遵守してください。

《 非動力船利用 》

- 湖岸から300m以上離れた水域は、動力船の航行水域ですので、事故防止のため航行はしないでください。
- 非動力船は、日が出ている明るい間のみ航行を守ってください。
- 陸上での見張り役や緊急の場合の連絡体制を確保してください。

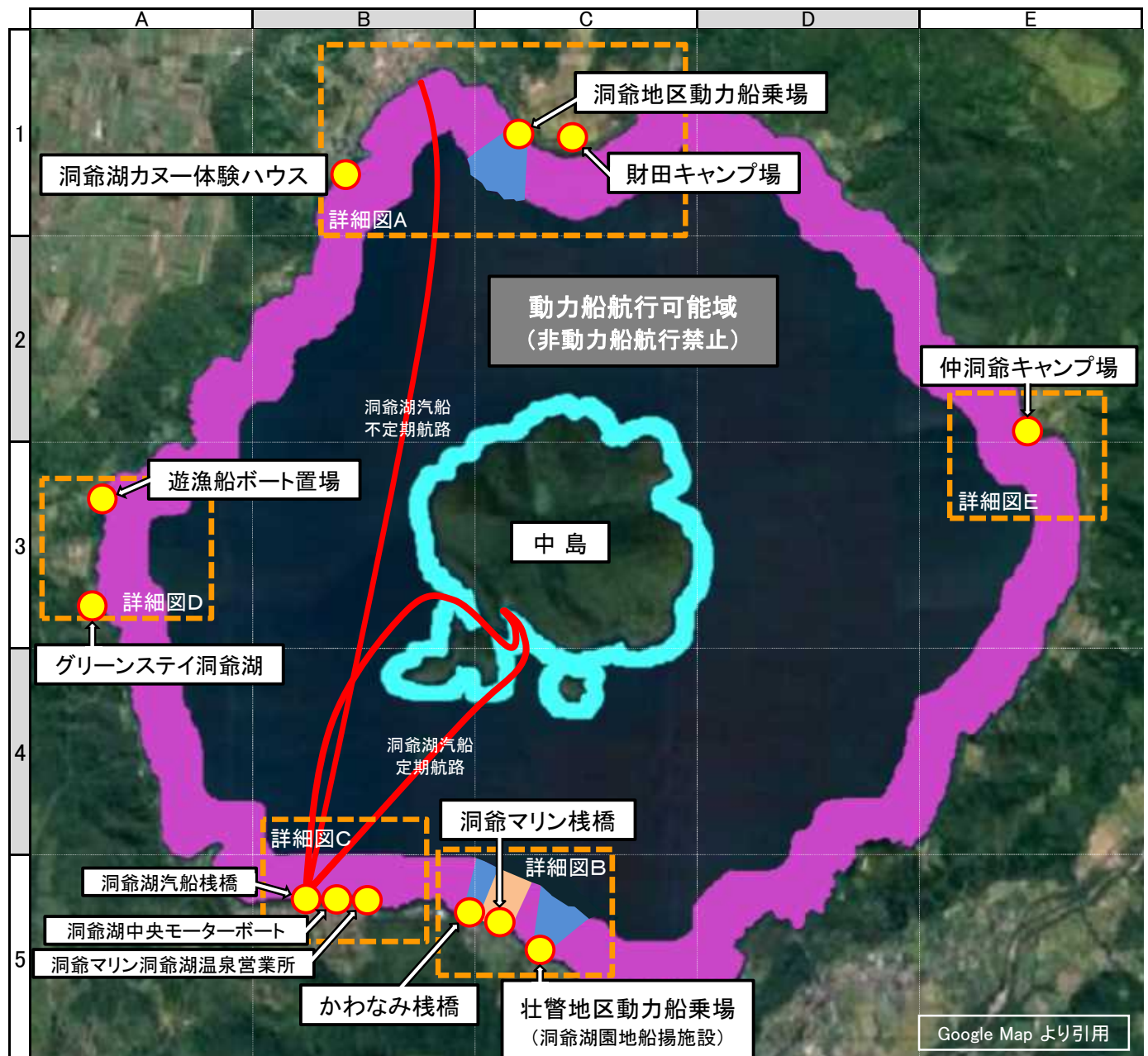
《 その他共通 》

- 洞爺湖には、立入禁止区域と航行禁止水域が設定されています。（6～10ページ）
- 遊覧船の航路には近づかないでください。
- 洞爺湖での遊泳はしないでください。
- 無許可でのブイや浮栈橋など工作物の設置は禁止されています。
- 中島への上陸はしないでください。
- 無許可での動力船および非動力船の係留・放置は禁止されています。
- ハクチョウ等の野生動物を脅かさないようご注意ください。
- ゴミ等は必ずお持ち帰りください。
- 洞爺湖の自然環境に配慮した利用をしてください。
- 住民、観光客、キャンプ場利用者への迷惑となる行為はしないでください。
- 洞爺湖は、突風や独特の風向きの変化といった予想できない気象現象がおこりますので十分注意し、天候や湖面の悪化の恐れがあるときは、速やかに上陸してください。
- 湖上に出る際は、携帯電話をお持ちください。
- 最大限の安全確保に努めてください。

この洞爺湖利用のルールが遵守されない場合、船舶の航行を制限、または、禁止することがあります。

洞爺湖 動力船・非動力船航行水域図

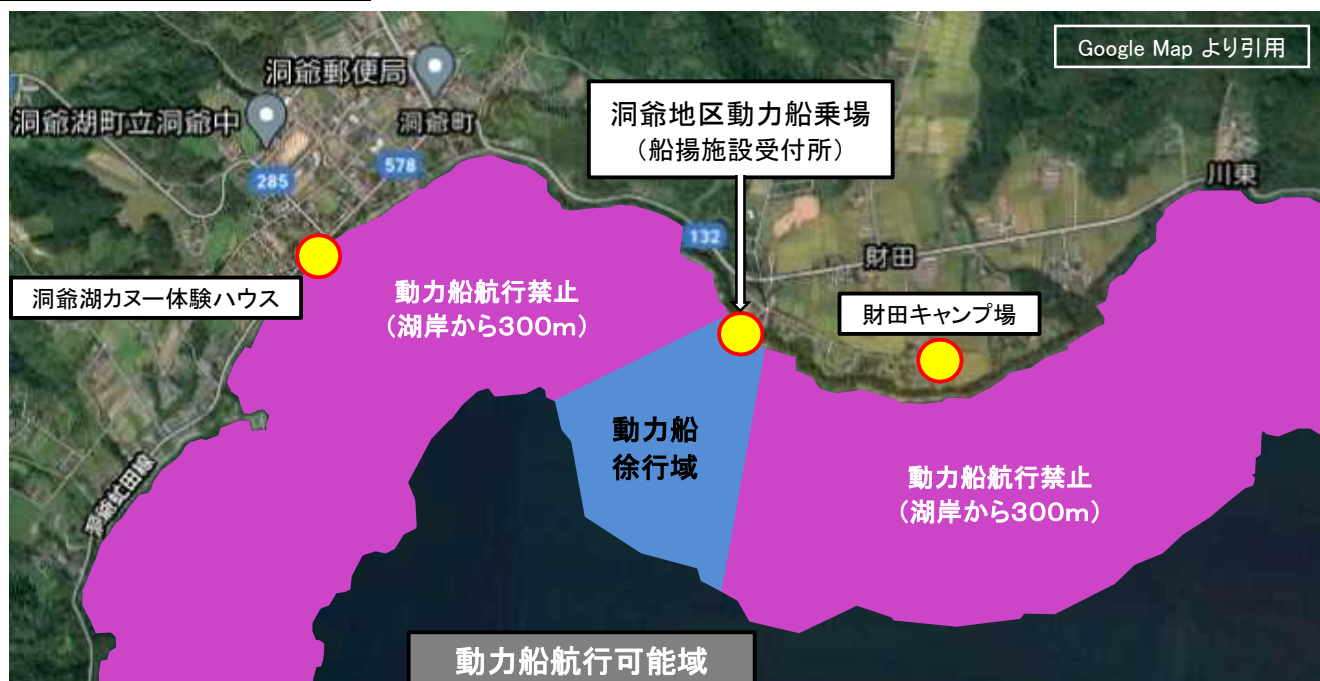
- 立入禁止区域・航行禁止水域などの規制エリアを遵守してください。
- 動力船は、離岸・着岸時など湖岸から300mまではデッドスロー（アイドリングスピード）を徹底してください。また、住民や観光客の迷惑となる行為や、他の船舶への接近といった危険な行為は絶対にしないでください。
- 非動力船は、湖岸から沖合300mを超えての航行を禁止します。



- 動力船航行禁止エリア／非動力船航行エリア（湖岸から300m）
- 動力船徐行（離着岸）エリア
- 中島エリア（着岸・立入不可）
- 水域利用調整区域（動力船航行禁止）
- 遊覧船航路（船舶への接近禁止）

- 湖岸から300mまでの間には、内水面漁業者の漁場施設が点在しています（ブイが設置されています）ので、接近することのないよう十分に注意してください。

詳細図A (洞爺地区)



《洞爺地区動力船乗場》

- 船揚施設の開放時間、航行可能時間は次のとおりです。
 - ◇ 8:00 ~ 12:00 船揚施設開放（解錠）・航行可能
 - ◇ 12:00 ~ 13:00 航行は不可（エンジン停止）
 - ◇ 13:00 ~ 17:00 航行可能・船揚施設閉鎖（施錠）
 ただし、閉鎖10分前には着岸体制にあること。
- 洞爺地区動力船乗場では洞爺湖利用のルールのほか、キャンプに関するルール&禁止事項や環境維持整備協力費についてなどのルール・規則がありますので、係員の指導にしたがって利用してください。
- 動力船は、住民やキャンプ場利用者の迷惑にならないよう、この区域を航行する場合は騒音等に特に留意してください。

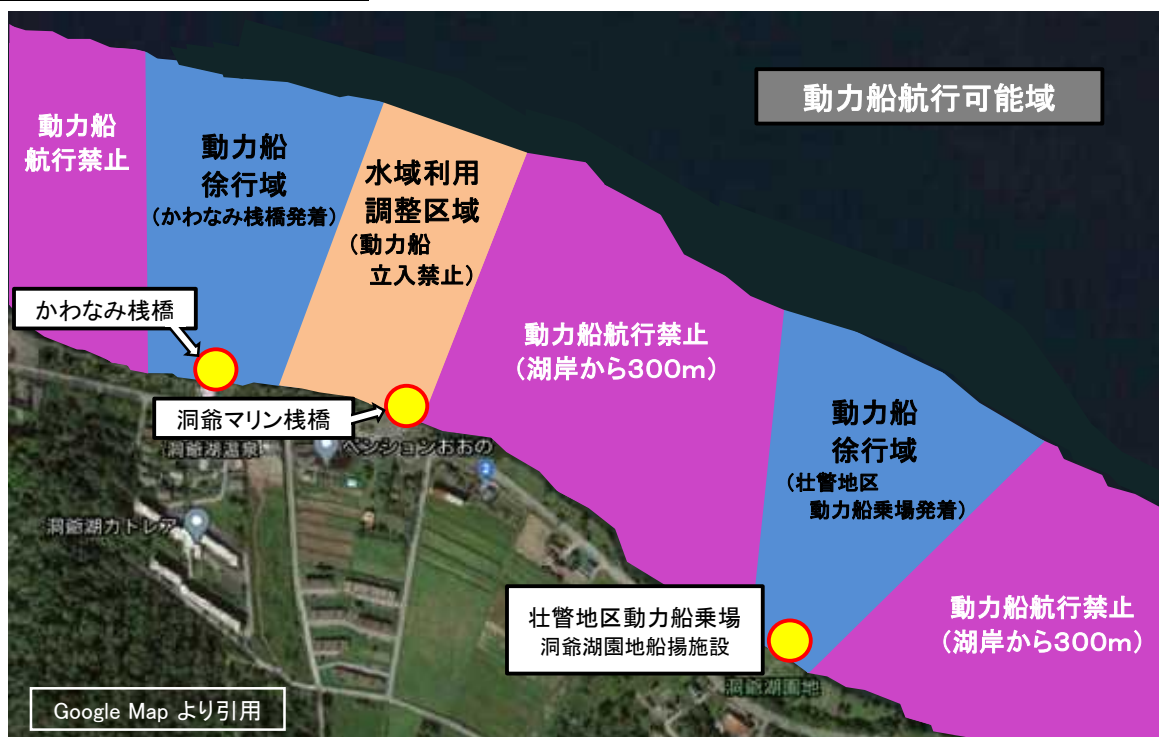
《洞爺地区非動力船乗場》

- カヌーやSUP等の非動力船を利用する方は、「洞爺湖カヌー体験ハウス」前の砂浜から出艇してください。
- 航行可能時間は、8:00 ~ 17:00 までです。
- 駐車については、洞爺湖カヌー体験ハウス敷地内の駐車場を利用してください。住民や他の観光客の迷惑にならないよう、それ以外の場所での駐車は控えてください。

お問い合わせ先

- 洞爺地区湖畔レジャー対策協議会 0142-82-5111（平日のみ）
- 洞爺まちづくり観光協会 0142-82-5277

詳細図B（壮瞥地区）



＜壮瞥地区動力船乗場（洞爺湖園地船揚施設）＞

- 船揚施設の開放時間、航行可能時間は次のとおりです。

- ◇ 8:00～12:00 船揚施設開放（解錠）・航行可能
- ◇ 12:00～13:00 航行は不可（エンジン停止）
- ◇ 13:00～17:00 航行可能・船揚施設閉鎖（施錠）

ただし、閉鎖10分前には着岸体制にあること。

- 壮瞥地区動力船乗場では洞爺湖利用のルールのほか、船揚施設の使用に関する規則が定められていますので、係員の指導にしたがって利用してください。

お問い合わせ先

- 壮瞥地区動力船乗場 壮瞥町商工観光課 0142-66-4200（平日のみ）
- かわなみ棧橋 090-8272-4189
- 洞爺マリン棧橋 0142-75-3467

＜水域利用調整区域＞

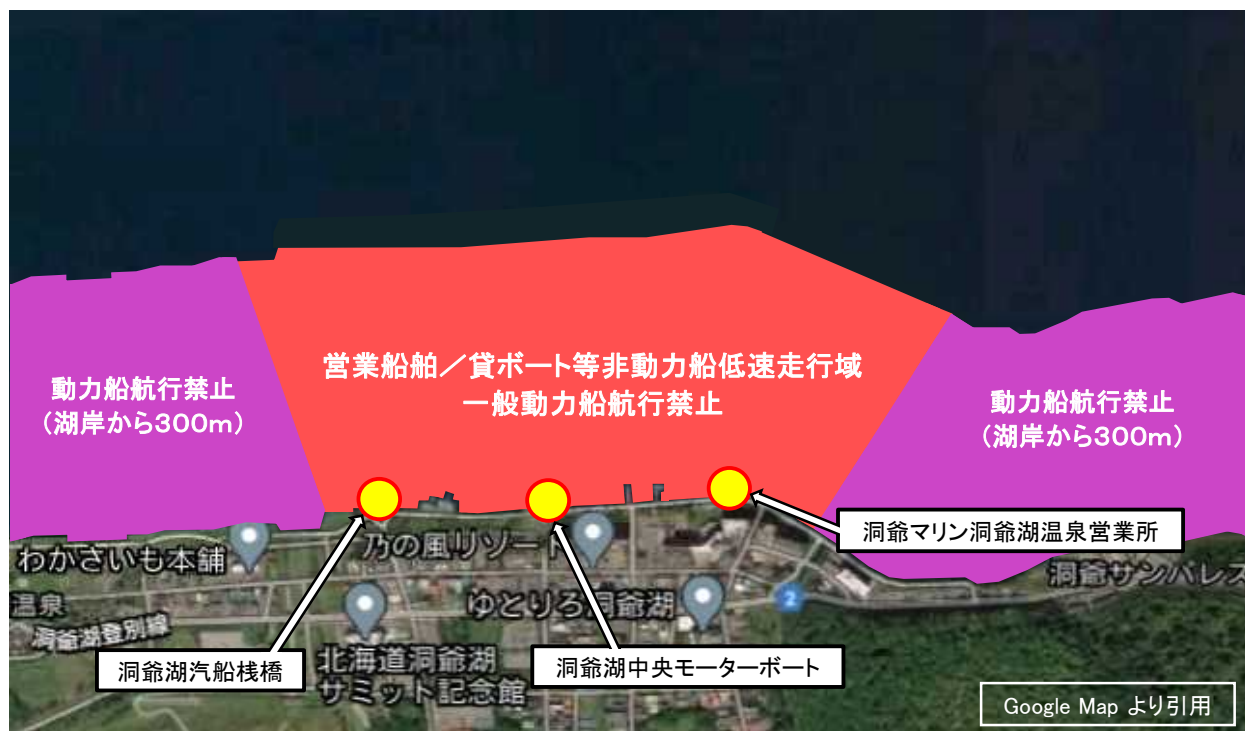
- 水難事故防止のために、北海道が条例により区域を指定して動力船等の航行を禁止または制限します。壮瞥地区における水域利用調整区域では、7月1日から9月30日までの期間（予定）、動力船等の活動が禁止とされています。（違反の場合は、罰金が科せられます。）

- 水域利用調整区域の指定状況については、北海道総務部危機対策課ホームページをご覧ください。

＜北海道総務部危機対策課HP＞

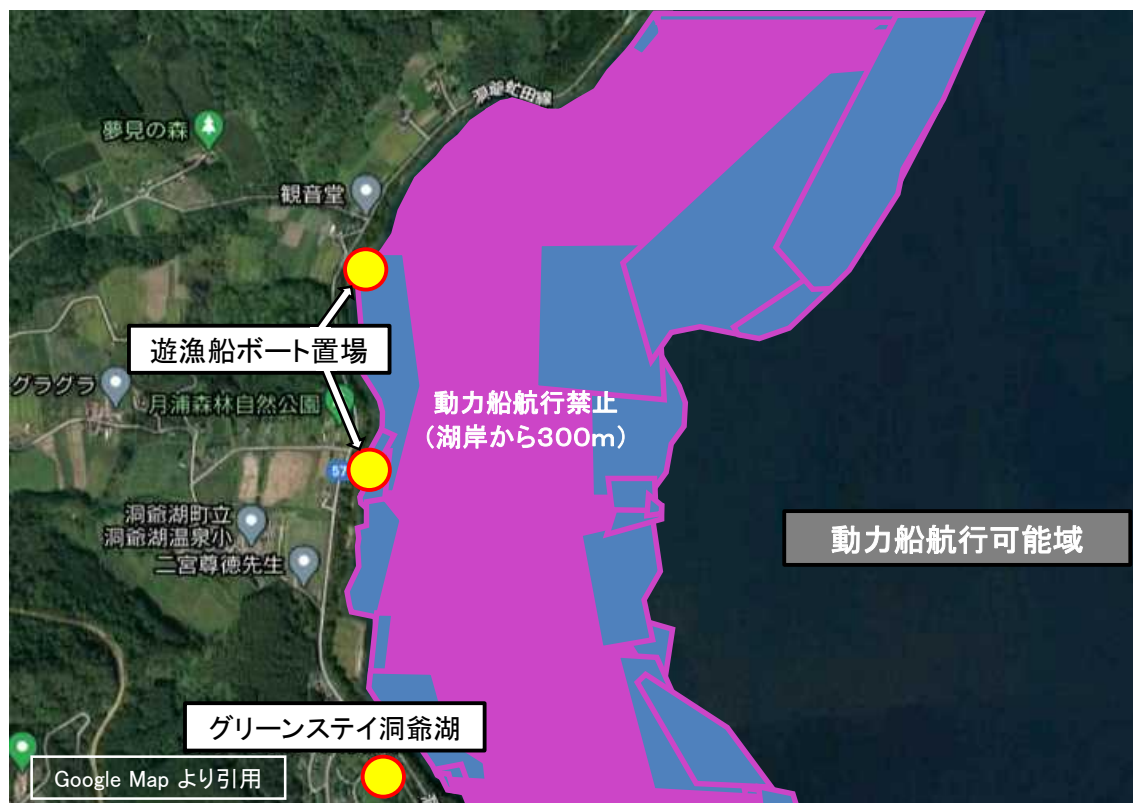


詳細図C（洞爺湖温泉地区）



- 遊覧船航路、貸ボート等の利用集中域となりますので、この区域では動力船の航行は控えてください。

詳細図D（月浦地区）



詳細図E (仲洞爺地区)



- キャンプ場利用者は、動力船およびヨット・ウィンドサーフィンなどの帆の付いた船は乗らないでください。
- 動力船は、キャンプ場利用者の迷惑にならないよう、この区域を航行する場合は騒音等に特に留意してください。

洞爺湖を利用する前のチェックポイント

- 無理のない利用計画を立てていますか？
- 気象・湖象情報を入手していますか？
- 体調管理に気をつけていますか？
- 法定書類・法定備品の積み込みを確認していますか？
- 救命胴衣を着用していますか？
- 緊急時の連絡体制を確保していますか？
- 家族などに計画を伝え、受付窓口へ届け出をしましたか？
- 出発前に船体・機関等を点検していますか？

無理のない利用計画を立てる

- 利用水域を「洞爺湖 動力船・非動力船航行水域図（6～10ページ）」により確認していますか？
- 地形、水深などの確認は十分ですか？
- 自然条件を考慮した計画ですか？
- グループで行動する計画ですか？

気象・湖象情報を入手する

- 最新の気象・湖象情報の把握はしていますか？
- 天候悪化が予想され、利用を中止する必要はありませんか？
- 観天望気を心掛けていますか？

観天望気とは、その地方の環境や天候の変化の特徴を踏まえた独自の気象判断方法で、雲・風・気温などの状況から、これまでの経験を基に天気の変化を予測するものです。観天望気はそれぞれの地方、地域ごとに違います。その地方の観天望気に詳しい人や受付窓口の係員などから十分な知識を得ておけば、直近の気象情報が得られないときなどの短い間の天候予測には非常に有効です。

○湖面が鏡のような状態になると、その後、強い風が吹くことが予想されるので要注意！

○水鳥の群れが急に飛び立つと、その後、飛び立った方向から強い風が吹くことがあるので要注意！

○洞爺湖は、周辺地域の天気予報とは違った特有の気象状況となるので要注意！

- NHKラジオ（第2放送 室蘭地方 1125KHZ）

9：10～ 9：30（午前6：00時点の情報）

16：00～16：20（正午時点の情報）

20：00～22：00（午後6：00時点の情報）

電話番号 177 気象台発表の最新情報が聞けます。

電話番号 0142-177 室蘭地方の気象台発表の情報が聞けます。

体調に気をつける

- 体調不良により正常な操船ができない恐れはありませんか？
- 服用している薬の影響などにより正常な操船ができない恐れはありませんか？
- 飲酒により正常な操船ができない恐れはありませんか？

法定書類・法定備品や装備の積み込み確認

- カヌー等にエアバッグ（浮力体）が装備されていますか？
- 船舶検査証書の有効期間は過ぎていませんか？
- 操縦免許証、船舶検査証書、船舶検査手帳などの法定書類は忘れていませんか？
- 救命胴衣、時計、笛などの法定備品は忘れていませんか？
- 船舶検査済票は正しく貼られていますか？

全員救命胴衣等を着用する

- 乗船者は全員救命胴衣を着用していますか？
- 乗船者数は最大搭載人員を超えていませんか？
- 季節や場所にあった服装、保護具（ウエットスーツ等）を着用していますか？

連絡体制を確保する

- 非動力船は陸上に見張り役を確保していますか？
- 家族等に航行計画を連絡しましたか？
- 家族等との連絡手段は確保されていますか？
- 携帯電話や無線機等を持ちましたか？

利用の届け出・受付を行う

- 動力船は各乗場での受付をされましたか？

船体・機関等を点検する

- 船体等に異常はありませんか？
- 機関等始動前、整備は十分ですか？
- 機関等始動後、異常はありませんか？

洞爺湖を利用中のチェックポイント

- 安全の確保に努めていますか？
- 湖面利用のルールを守っていますか？
- 他の利用者に危険を感じさせるような行為はしていませんか？
- 航行中の船体・機関等に注意していますか？
- 気象・湖象の変化に注意していますか？

安全の確保

- 陸上に見張り役をおいたり、緊急の場合の連絡体制を確保していますか？
- 他の船舶の動きに注意していますか？
- 水上・水中の障害物に注意していますか？
- 自船の位置を確認していますか？
- 不明な接近船に対しては、早期に注意喚起していますか？

湖面利用のルールを守る

- 危険な場所での航行をしていませんか？
- 人家の近くで航行していませんか？
- レジャー等の観光客や釣り人の近くで航行していませんか？
- 暴走や見せびらかし行為をしていませんか？
- 大きな死角のある大型船に近づいていませんか？
- 駐車は適切ですか？
- 航行禁止水域・自粛水域・利用時間を守っていますか？
- 工事・作業が行われている水域に入っていないですか？
- 浮標に係留していませんか？

船体・機関等の状態に注意する

- 船体等に異常はありませんか？
- 機関等に異常はありませんか？

気象・湖象の変化に注意する

- 洞爺湖は、突風や独特の風向きの変化といった、予想できない気象現象がおこります。十分注意をするとともに、悪化のおそれがあるときは、速やかに上陸していますか？
- 気象の変化に注意していますか？
- 湖象の変化に注意していますか？
- 他の船舶との情報交換はしていますか？

水難事故に遭遇した場合

万が一、事故が発生した場合には、直ちに人命の救助を行うとともに、付近の船舶、消防署、警察署などに以下の要領で、わかっている項目から正確に連絡してください。

- ①通報者の名前
- ②場所はどこか
- ③どのような事故・水難か
- ④どのような船で、何人が乗っているか
- ⑤けが人の数、けがの状況および現在とっている措置
- ⑥船舶の状況および現在とっている措置

また、救助を求める手段として、携帯電話を使用することはもちろん、携帯電話以外の緊急連絡手段（陸上の見張りや緊急連絡員の配置、無線機の携行等）を確保してください。

そのほか、使いやすい遭難信号は・・・

- ①落下傘のついた赤色の炎火ロケットまたは赤色の手持ち炎火（信号紅炎）
- ②オレンジ色の煙が出る発煙信号
- ③左右に伸ばした腕を繰り返しゆっくり上下させる手信号
- ④笛や懐中電灯等によるSOSの警笛や照射などがあります。

このような信号のほかにも、大声を出す、物を叩いて大きな音を出す、布やタオル・衣類を振るなどあらゆる手段を使って、可能なかぎり早く周りの人に知らせる工夫をします。

万が一の事故発生に備え、遭難信号に用いる道具は常に船内に備えつけておき、使用方法を熟知しておきましょう。

また、付近で事故が発生したときなどに応急的な救助活動ができるよう、日ごろから訓練をしておくことも重要です。

不幸にも同行者が水中に転落・漂流した場合は、ただちに次の事を行ってください。

- ①もしも、漂流者が救命胴衣を着用していない場合には、早急に浮力を維持できる物品等を投げ入れます。漂流者がロープ等で身体を浮体に固縛できるよう、可能なかぎり浮力が大きくロープ等が装着されているものにしましょう。
- ②漂流者の位置および状況を把握します。このとき漂流者が使用する浮体とは別に、目印となる浮体を投入すると、漂流者を見失いにくなります。

もしも、自分が水中に転落してしまった場合は・・・

- ①大きく深呼吸します。人はこのような場合、パニックに陥ってしまいます。自分を冷静に見直すことが一番重要です。大きな深呼吸をすることで、落ち着いて冷静になることができます。
- ②付近に船舶を発見することができなくても、必ず助かるという信念を持って救助を待ちます。焦れば焦るほど体力を消耗するので、ゆっくりと構えましょう。
- ③水中では運動をすればするほど体熱が奪われ、エネルギーのロスになります。可能な限りじっとして保温に努めましょう。

HELP (HEAT ESCAPE LESSENING POSTURE) 「熱放出低減姿勢」をとりましょう。



浮いたまま静かに待つ

- ④付近に岩場等がある場合、波が穏やかであれば、そのまま岩場の上陸してください。しかし、波が激しいなど激突の危険がある場合には、逆に離れて移動しましょう。

《遭難救助・捜索等について》

事故等が発生し、緊急の救助や捜索が必要となった場合は、連絡を受けた消防・警察が出動しますが、より迅速に対応するために、現地の事業者が救助活動を行ったり、消防・警察が事業者等に協力を要請する場合があります。その際には、救助や捜索等について、消防・警察が公費で行う部分以外の費用が、被救助者の実費負担となりますので留意してください。

緊急時（事故・事件）の連絡先

伊達消防署洞爺湖支署 0142-76-2119（119）

伊達警察署 0142-22-0110（110）

関係法令



●船舶職員及び小型船舶操縦者法

小型船舶（プレジャーボート、モーターボート、水上オートバイ等）操縦者の資格と遵守事項について、定められています。

○船舶検査証書、操縦免許証等の備え置き・・・違反者には10万円以下の過料、20万円以下の罰金、他

○飲酒その他正常な操縦ができない恐れがある状態での操縦禁止・・・違反者には違反点数がつき、内容・回数が基準以上の場合には行政処分

○他の水面利用者に危険を生じさせる恐れがある操縦の禁止・・・違反者には違反点数がつき、内容・回数が基準以上の場合には行政処分

などが規定されています。

●北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例

動力船による事故防止のため、遵守事項等が定められています。

○飲酒その他正常な操縦ができない恐れがある状態での操縦禁止

○他の水面利用者に危険を生じさせる恐れがある操縦の禁止・・・違反者には20万円以下の罰金

などが規定されています。

●自然公園法

洞爺湖は、自然公園法の規定による支笏洞爺国立公園内にあり、その湖畔および中島は第1種特別地域に指定されています。この地域内では、樹木の伐採や指定植物の採取、工作物の設置や土地の形状を変更する行為等はすべて許可が必要となります。許可なくこれらを行った場合、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

●河川法

洞爺湖は、二級河川長流川水系に属します。河川区域内の土地の占用には許可が必要となっており、工作物の構築や撤去なども同様に許可を受けねばなりません。許可なく行った場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

●森林法

森林の保護・監督のための行政規定であり、火入れ等を行う場合、許可申請が必要とされています。また、たき火や野焼き等が原因で森林の火災が生じた場合、過失と認められると50万円以下の罰金が科せられます。

●外来生物法

在来種との競合で生態系を損ねたり、農林水産業に被害を与えるなどの恐れがある外来生物は、特定外来生物に指定され、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入等が規制されます。許可なくこれらを行った場合、個人では3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人では1億円以下の罰金が科せられます。洞爺湖に生息するウチダザリガニは、この特定外来生物に指定されています。

洞爺湖適正利用推進連絡協議会構成団体

- 国土交通省 北海道運輸局 室蘭運輸支局
- 環境省 北海道地方環境事務所 支笏洞爺国立公園管理事務所
- 林野庁 北海道森林管理局 後志森林管理署
- 北海道札幌方面伊達警察署 生活安全課
- 胆振総合振興局 地域創生部地域政策課
- 胆振総合振興局 室蘭建設管理部 洞爺出張所
- 洞爺湖町
- 壮瞥町
- 洞爺湖漁業協同組合
- 洞爺湖水域安全運航協会
- 一般社団法人 洞爺湖温泉観光協会
- NPO法人 洞爺まちづくり観光協会
- 洞爺地区湖畔レジャー対策協議会
- 壮瞥町水上レジャー対策協議会

洞爺湖適正利用推進連絡協議会

事務局：洞爺湖町役場 観光振興課
電話番号：（０１４２）７５－４４００